

# 介護支援専門員 (ケアマネジャー)

1997年に制定された介護保険法に基づき、ケアプラン(介護サービス計画)作成等を行う専門職の公的資格です。

## ■ おもな就職先・仕事内容

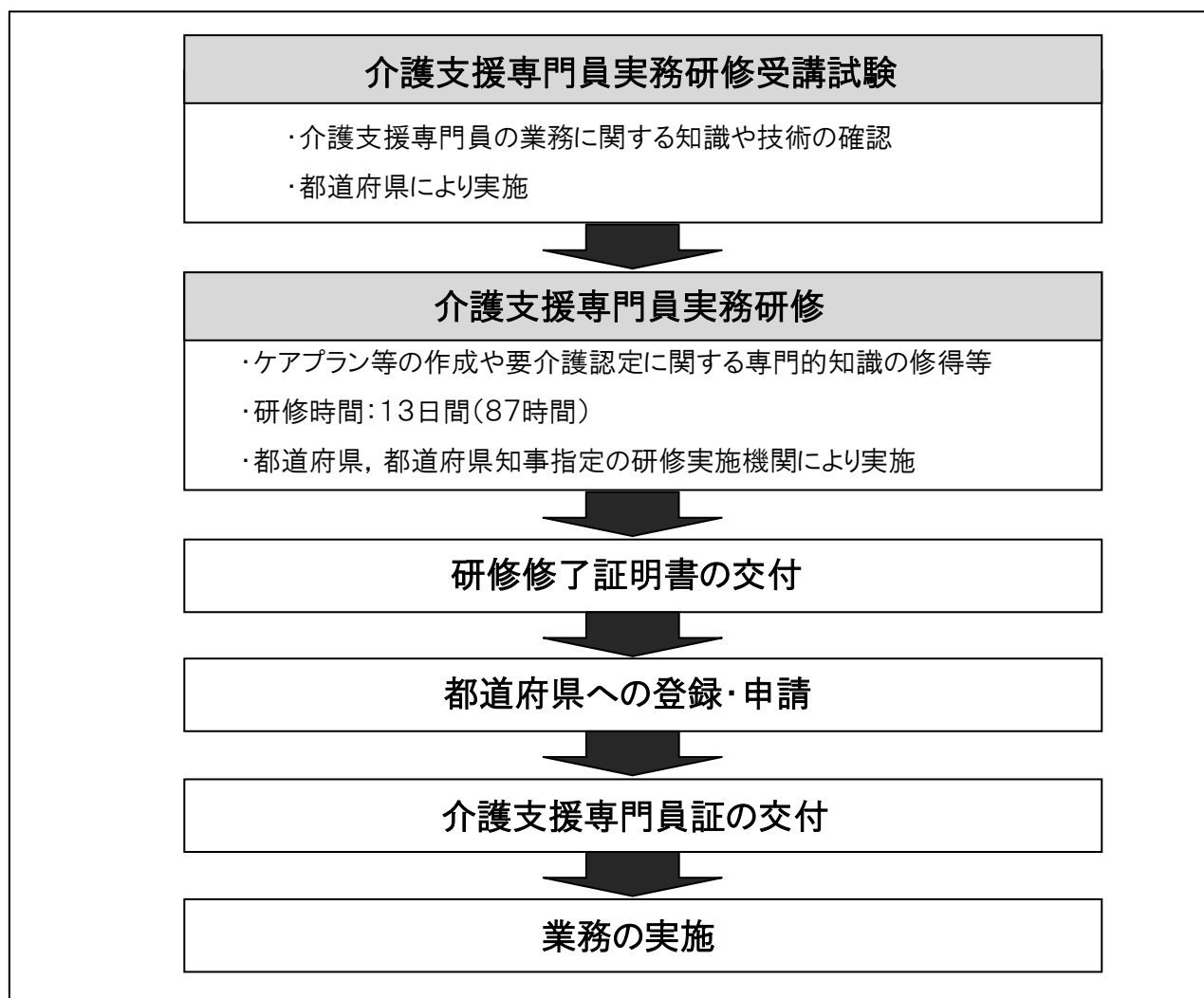
居宅介護支援事業所(ケアプラン作成機関)や介護保険施設(特別養護老人ホーム, 介護老人保健施設, 療養病床等)においてケアプラン作成等を行い, 要介護(要支援)者が自立した日常生活を送ることができるように支援します。

## ■ 資格の取り方

「介護支援専門員実務研修受講試験」(都道府県知事などが実施)に合格したのち, 「介護支援専門員実務研修」を修了し, 都道府県への登録・申請を行うことが必要です。

※介護支援専門員として業務を行う場合は, 「介護支援専門員証」の交付が必要です。

## ■ 介護支援専門員として業務に就くまでの流れ

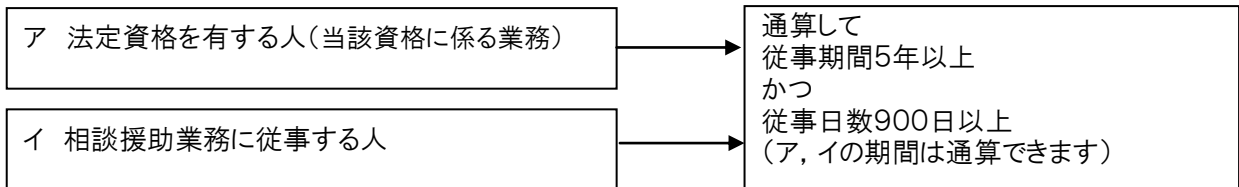


## ■ 「介護支援専門員実務研修受講試験」の受験資格要件

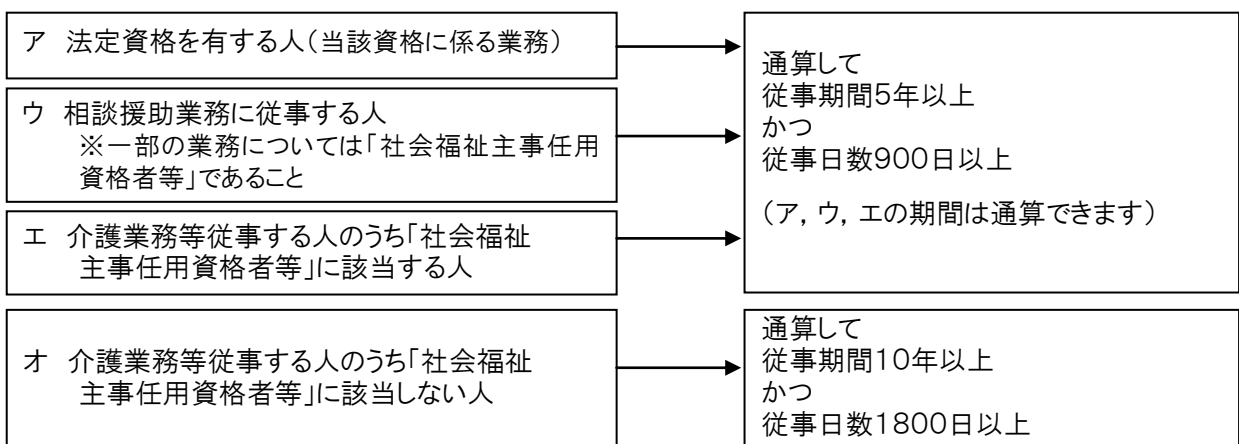
次のA又はBのいずれかに該当する必要があります。

※介護保険法施行規則の改正により(平成27年2月12日厚生労働省令第19号)実務経験の見直しが行われましたが、経過措置により施行後3年間は改正前の実務経験も認められます。

### A 実務経験



### B 経過措置により認められる実務経験(平成30年2月11日まで実務経験とみなします。)



※対象業務等の詳細については、平成28年度広島県介護支援専門員実務研修受講試験「受験の手引」で確認してください。

## ■ 広島県の試験概要

【試験(出願)分野】 ※平成27年度の試験から、解答免除は廃止されました。

<介護支援分野>

介護保険制度の基礎知識、要介護認定等の基礎知識、居宅・施設サービス計画の基礎知識等

<保健医療福祉サービス分野>

保健医療サービスの知識等、福祉サービスの知識等

【出願期間】 2016(平成28)年5月27日(金)～6月21日(火)

【筆記試験】 2016(平成28)年10月2日(日) 10:00～12:00(120分)

【試験結果】 2016(平成28)年11月22日(火)

【実務研修】 2017(平成29)年1月～5月頃(13日間:87時間)

～広島県の試験に関する問合せ先～

(社福)広島県社会福祉協議会

介護支援専門員実務研修受講試験窓口(研修開発課)

〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2

<試験案内用電話> (082)505-2070

広島県社会福祉人材育成センター

TEL 082-256-4848

平成28年6月現在